

# 『大都市制度(特別区設置)協議会』だより

平成31年(2019年)1月[第6号]

発行・編集/大都市制度(特別区設置)協議会(事務局)副首都推進局内  
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 問い合わせ担当 電話番号 06-6208-8989 FAX 番号 06-6202-9355

“副首都・大阪にふさわしい新たな大都市制度の実現”にむけて、  
現行法制度で実現可能な「特別区制度」と「総合区制度」の検討を進めています

## 協議会の開催状況

第14回(平成30年(2018年)8月24日)、第15回(同年9月28日)協議会では、特別区素案の質疑が行われました。  
なお、第14回協議会では、事務局から、特別区・総合区の財政シミュレーションの更新、特別区設置に伴うコスト(庁舎整備に関する試算)、組織体制(部局別職員数)の資料が示されました。  
(詳細は、大阪市ホームページをご覧ください。(http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000444605.html))



協議会の開催風景(第14回協議会)

特別区素案について今回はどのような質疑があったのですか?

今回は、事務分担や特別区設置に伴うコストに関することなどの質疑が行われました。  
質疑の一部を項目別にまとめて紹介します。

## 事務分担について

### ！ 素案のポイント

#### ◆特別区と大阪府の役割分担の徹底

[特別区]

豊かな住民生活や地域の安全・安心を支えるため、住民に身近な事務を実施します。

( [一部事務組合<sup>(※1)</sup>・機関等の共同設置]

特別区の事務のうち、専門性の確保が特に必要なものやサービスの実施にあたり公平性、効率性を確保する必要がある一部の事務に限り、特別区が共同して事務を実施します。

[大阪府]

大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務を実施します。

維新

横山委員

**Q** 前回の議論では、一部事務組合の設立により、特別区、大阪府と三重行政になるという主張が見られたが、それぞれの事務が明確に区分されるものであり、当てはまらないと考えるがどうか。

**A** 素案では、特別区と大阪府の役割分担を徹底したうえで、公平性や効率性、専門性の確保が特に必要な特別区の実務は、一部事務組合が処理するとしている。役割に応じて事務を仕分けており、三重行政との指摘は当たらない。

**委員意見** 府と特別区の意思決定の重複はなく、一部事務組合が三重行政に当たるといふ、ミスリードする主張は、誤りである。

#### ※1 ひとくちメモ 一部事務組合

複数の地方公共団体がその事務の一部を共同処理させるために設置する特別地方公共団体です。組合管理者のもと事務を実施し、組合議会(構成団体の議員からの選出が一般的)で、条例制定や予算等の決定がなされます。

維新

横山委員

**Q** 特別区設置で公共料金が上がるという声があるが、市民サービスの歳出規模が変わらないのであれば、身近な行政サービスの手数料などが増額されるとは考えにくいだろうか。

**A** 手数料などは受益と負担の適正化等を踏まえ設定されるもの。素案では、住民サービスを低下させないよう内容や水準の維持に努めるとしており、議会の議決や住民投票を経ることで特別区長や区議会でも尊重され、直ちに手数料などが増額されることはないと思う。

**委員意見** あくまで特別区移行に伴う公共料金の値上げについては、発生しないことが確認できた。

公明

中村委員

**Q** 介護保険事業は、一部事務組合の事務とされているが、基礎自治業務の最たるものであり、一般的には特別区で実施することが基本だと考える。特別区の実務とした場合にはどのような課題があるのか。

**A** 住民負担やサービスの公平性を重視する観点から、特別区間の保険料にばらつきがないよう、一部事務組合で実施とした。特別区の実務とした場合、高齢者数等の差により、保険料やサービス水準に格差が生じる恐れがある。

**委員意見** 介護保険事業は基礎自治業務の最たるもの。一部事務組合に担わせることは、ニア・イズ・ベターを徹底するために設置する大阪の特別区制度の理念に合致していないのではないかと。

現在の素案は協議会で議論いただくために事務局が作成したものであり、確定したものではありません。  
現在、協議会において議論中であり、今後、特別区設置協定書(案)としてとりまとめていくこととなります。